



最高裁秘書第153号

平成28年1月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

意見書等の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された意見書（平成28年1月13日付け）及び資料の写しを送付します。

記

諮問番号 平成27年度（最情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成28年1月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

意見書

(平成27年11月13日付け依頼に対する回答)

下記1の諮問についての標記の意見は、下記2のとおりです。

記

1 諒問番号

平成27年度（最情）諒問第5号

2 意見

破棄判決等（全件）の写しについては、従前、紙に印刷したものを高等裁判所に参考送付してきたが、平成25年4月1日以降は、紙での送付に代えて、破棄判決等（全件）をJ・NETポータルに掲載することとし、そのうち、裁判所ホームページに掲載しない破棄判決等については、J・NETポータルへの掲載期間を6か月間としたものである。苦情申出人が指摘する破棄判決は、裁判所ホームページには掲載されない判決であることから、掲載から6か月を経過した後にJ・NETポータルから削除したものである。

3 上記2を裏付ける資料

破棄判決等取扱要領

破棄判決等取扱要領

1 破棄判決等の提供方法

J・NETポータルの「裁判集等データベースⅡ」に掲載する方法による。

2 掲載内容等

(1) 掲載する破棄判決等の範囲

「裁判集等データベースⅡ」に掲載する破棄判決等の範囲は、従前高裁あて送付していた破棄判決等と同じく、当審の破棄判決等全件とする。

(2) 参考送付の付記等について

破棄判決等のうち、ホームページに掲載しない破棄判決等については、「裁判集等データベースⅡ」の基本項目の事件名欄の事件名の次に「(参考送付)」と付記し、その掲載期間は6箇月とする。

なお、J・NETポータルのみならず、ホームページにも掲載する破棄判決等には「(参考送付)」の付記はしない。

(3) 仮名処理

仮名処理は、現在の「裁判集等データベースⅡ」に掲載されている判決等と同様とする。

(4) 上告理由書等

上告理由書等は掲載しない。個別事件で希望があれば別途送付する。

3 破棄判決等掲載の通知

2(1)の破棄判決等をJ・NETポータルの「裁判集等データベースⅡ」へ掲載した旨は、各高等裁判所の民事訟廷事務室及び刑事訟廷事務室（支部は訟廷又は庶務課）のメーリングリストあてに1箇月分をまとめてメール送信してお知らせする。当該メールには、当該判決等の「基本項目」（別添参考）を添付する。

4 破棄差戻判決等の写しの送付

破棄差戻判決等写しの当該高裁への送付は従前のとおりとする。

5 実施

平成25年4月1日以降の破棄判決等から実施する。